

平成 2 9 年度  
東京都多重債務問題対策協議会  
相談部会と貸金業部会の合同開催

平成 3 0 年 1 月 1 2 日 (金)  
東京都消費生活総合センター 1 7 階 教室 I ・ II

午前10時00分開会

○工藤部会長 大変お待たせいたしました。ただいまから、平成29年度相談部会と貸金業部会の合同開催を始めさせていただきます。

私は、相談部会長を務めております、東京都消費生活総合センター所長の工藤でございます。本日の司会は、相談部会のほうで務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議事に入ります前に、僭越ではございますが、相談部会長として一言御挨拶を申し上げます。

日ごろから委員の皆様方には大変お世話になってございまして、また、本日はお忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平成19年8月に東京都多重債務問題対策協議会を立ち上げて以来、平成24年度からはこの相談部会と貸金業部会の合同開催をするという機会も設けさせていただいております。今年度、今回が第1回目となりますけれども、通算しまして9回目ということでございます。合同開催は、当初、クレジットカードの現金化問題という大きな課題について、皆様が一堂に会して情報交換をしながら解決に取り組んでいきたいという思いで企画させていただいたものでございます。このクレジットカード現金化に係る相談件数ですが、今年度上半期は都内全体で4件、昨年度28年度は9件でございました。多かった平成22年度は91件と多くの相談が寄せられておりましたが、年々減少している状況でございます。

私ども消費生活相談の現場では、昨年9月4日、5日に実施しました特別相談「多重債務110番」というものがございます。後ほど結果を多重債務相談の状況も含めて御報告させていただきますが、闇金に係る相談につきましては、平成20年度ぐらいまでは約1,000件の相談が寄せられていたところですが、年々減少傾向にありまして、昨年度は都内全体で500件弱になっております。皆様御案内のとおり、多重債務問題では、リストラ、事故や病気による入院、依存症などがきっかけとなって負債を抱えてしまうなど、深刻な内容も多く、決して楽観視することは許されません。

こうした状況を踏まえまして、両部会が合同で情報交換をすることで、多重債務問題のより一層の解決が図られるものと考えております。今後とも貸金業部会の皆様方とも連携をより一層強化して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

続きまして、貸金業部会長からよろしく願いいたします。

○加藤部会長 皆様、おはようございます。

貸金業部会の部会長を務めさせていただいております、東京都産業労働局金融部長の加藤と申します。

一言、御挨拶を申し上げます。

日ごろから東京都の貸金業対策、ヤミ金融被害防止対策、また、多重債務問題の解決防止に向けた取組に御協力いただいておりますこと、まことにありがとうございます。

貸金業部会では、ヤミ金融被害防止相談・防止対策、多重債務問題の解決・防止に向けた普及・啓発活動といたしまして、毎年6月と11月に一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを開催してございます。今年度は、これまでに引き続きまして、新宿駅西口広場におきまして、ヤミ金融被害防止合同キャンペーンのほか、多摩地域では立川で2日間、区部では新橋の駅前6日間の啓発活動を実施いたしております。さらに、都内中小企業約1万8,000社に対しまして、ヤミ金融被害防止の呼びかけのポスター、関係団体の協力による啓発チラシ、グッズなどを配布してございます。

また、貸金業の登録行政庁といたしまして、登録業者に対し、業務の適正化と資金需要者等の保護の観点から、法に基づき、厳正な指導・監督を実施してございます。具体的には、12月末現在で申しますと、法令違反の事業者に対し、業務停止処分4件、業務改善命令10件、合計14件の行政処分を実施いたしまして、同時にプレス発表等を行っているところでございます。

今後とも、悪質な貸金業者に対し厳正な処分をもって臨むとともに、関係機関の皆様との緊密な連携のもと、ヤミ金融被害防止対策、多重債務問題の解決防止に向け、資金需要者に対する啓発・普及活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

本日は、どうぞ活発な御意見の交換をよろしくお願い申し上げます。

○工藤部会長 ありがとうございました。

それでは、今年度は初めての開催ということになりますので、委員の皆様から、所属と役職、お名前の御紹介をいただきたいと思っております。秋山委員から順にお願いしたいと思います。

○秋山委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の相談役をしております、秋山と申します。よろしく願いいたします。

- 鎌田委員 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会専務理事の鎌田と申します。よろしく申し上げます。
- 亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしく申し上げます。
- 佐藤委員 第一東京弁護士会の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 島田委員 足立区産業経済部産業政策課長、島田と申します。消費者センターを所管しております。
- 白井委員 第二東京弁護士会の白井と申します。よろしくお願いたします。
- 村上委員 東京司法書士会の村上と申します。よろしくお願いたします。
- 山内委員 瑞穂町都市整備部産業課長の山内と申します。よろしくお願いたします。
- 鈴木委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、川の手市民の会、鈴木と申します。よろしく申し上げます。
- 遠藤委員 日本貸金業協会の相談・紛争解決センターの遠藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 平藤代理委員 東京財務事務所の平藤と申します。本日は、所長が公務のため欠席させていただくということで、代理で出席させていただいております。よろしくお願いたします。
- 三谷委員 警視庁生活経済課金融犯罪対策室長の三谷と申します。よろしくお願いたします。
- 村上代理委員 警視庁組織犯罪対策部の村上と申します。本日は、管理官の山田が出席するところですが、私が代理出席させていただいております。よろしくお願いたします。
- 高綱委員 生活文化局消費生活部で特別機動調査を担当しております、高綱と申します。よろしく申し上げます。
- 渡部委員 福祉保健局生活支援課長の渡部と申します。生活困窮法関係を所管させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。
- 寺澤委員 産業労働局金融部貸金業対策課長の寺澤でございます。よろしくお願いたします。
- 浅倉委員 消費生活総合センター相談課長の浅倉でございます。よろしくお願いたします。
- 西尾オブザーバー 消費生活総合センター消費生活専門課長の西尾と申します。オブザーバー参加させていただいております。

○工藤部会長 失礼いたしました。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

まず初めに、浅倉委員からよろしくお願いいたします。

○浅倉委員 それでは、資料に基づきまして、御報告いたします。

資料1をごらんください。こちらは、東京都消費生活総合センターで受け付けた多重債務に関する相談の状況でございます。

図-1は、相談件数の推移でございます。平成21年度から本年度上半期までの件数となっております。29年度上半期の件数でございますが、174件で、28年度の同期と比べますと123件の減、率にしますと41.7%の大幅減となっております。

図-1の下には、平成28年度、29年度の月別の相談件数を記載しておりますが、ごらんいただくとわかりますように、9月の減が大きくなっております。例年でございますと、特別相談を実施しております9月と3月は多くの相談が寄せられておりますが、今年度は大きく減少しております。こちらにつきましては、資料3の特別相談「多重債務110番」の実施結果のところで触れさせていただきたいと存じます。

表-1は、契約当事者の職業別の件数でございます。29年度の上半期も給与生活者からの相談が102件、構成比にしますと58.6%で一番多く、次に無職の方からが42件となっております。表にもありますように、各年とも、給与生活者の方が6割近く、無職の方が2割を超えるという状況でございます。

表-2は、契約当事者の年代別の件数でございます。今年度上半期は、30歳代、40歳代からの相談がいずれも35件で一番多く、この2つで4割を超える状況でございます。次いで、60歳代の27件、50歳代の25件となっております。各年とも30歳から50歳代で6割近くを占める状況となっております。

資料1は以上でございます。

資料2でございます。こちらは、東京モデルの実施状況についてでございます。

多重債務に関する相談が消費者センターに寄せられた場合、債務整理等によって多重債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に専門相談機関につなげる必要がございます。しかし、単に相談者に対して専門相談窓口を御案内しても、相談者の中には、弁護士の先生や司法書士の先生に直接相談するのはふなれで、ちゅうちょしてしまわれたり、また、費用面が心配だということから、相談員が専門相談窓口を御案内しても、実際にはその窓口に行かないということが少なからずございます。多重債務問題の解決につながらないケ

ースも見られてまいりました。そこで、相談部会における御審議をいただきまして、多重債務問題を抱える相談者を専門の相談窓口確実に繋げ、きめ細かくフォローアップをしていく仕組みとして、東京モデルというものを構築し、試行期間を経て、平成29年4月より本格実施しております。

東京モデルにおいては、消費生活センターの相談員が多重債務の状況を丁寧に聞き取るほか、相談員が直接専門相談窓口を予約して相談者に連絡するとともに、専門相談窓口からは相談結果の報告を受けるという流れになっております。また、予約当日、相談者が仮に専門相談窓口に行かなかった場合もそのことを報告していただきまして、相談員が相談者から事情を聞いて、再度予約を入れるというフォローアップも行っております。

こちらの表でございますが、平成20年1月の開始から平成29年12月末までの時点でございますが、実績は1,763件となっております。債務額のところでございますが、100～299万円のところが一番多い債務額となっております。年代につきましては、30代から50代のところ、働き盛りの方のところが多い状況でございます。あと、つなぎ先、債務整理の報告となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、資料3、平成29年9月に実施いたしました、平成29年度第1回「多重債務110番」の実施結果についてでございます。

この時期の相談件数でございますが、全体で164件ございました。前回、28年度第2回、3月の実施分と比べますと、65件の大幅減となっております。大幅減の理由を分析することは非常に難しいことありますが、今回ですと、国の予算の関係により、これまで実施しておりました電車内の交通広告ができなかったことも、大きく減少になった要因の一つかと私どもでは思っております。相談自体は窓口によってはふえているところもございますので、この辺の広告周知のところはかなり影響しているのかなと思っております。そのため、次回3月の特別相談に向けましては、今年度のこのような第1回目の状況でございますので、今年度予算の執行の状況を見ながら、何とか予算を確保いたしまして、一部にはなりますが、電車内の交通広告を実施してまいりたいと思っております。そのような形で第2回目については対応を図っていきたいと思っておりますので、御協力いただいております関係機関の皆様には、引き続き第2回の実施についても御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、相談の特徴でございますが、こちらは東京都消費生活総合センターで受け付けました相談の特徴になります。資料3の最初のページの裏をごらんいただきたいと思います。

ます。こちらは、主な相談事例等となっております。借入れの理由は、前回同様、低収入・収入の減少が最も大きい状況でございました。相談事例にありますように、生活費のために借入れを繰り返し、雪だるま式に借金がふえてしまったという御相談や、同居の娘さん、息子さん、相談者からはお孫さんですが、高額なゲーム利用料により多額の借金を抱えてしまった、自分は年金収入しかないため返済を手伝えない、どうしたらいいかといった家族の方からの相談も寄せられております。また、一定の浪費による相談という事例でございますが、一定の収入がありながら、飲酒等の浪費により多重債務に陥ったという相談も見られました。

受け付けた相談の概要は、その次に表として記載させていただいております。平成20年9月からの相談の実施結果でございますが、22年3月、22年9月までは相談が多い状況でございました。貸金業法の改正以降、相談件数は減少となっている傾向でございます。

資料の次のページでございますが、こちらは相談者の年齢等の構成でございます。こちらは今回の第1回の相談でございますが、平均年齢は53.3歳でございました。最年長の方は85歳の方、最年少は26歳の方から相談が寄せられました。一番多い年代は40歳代と60歳代の方からの相談でございました。

借入先数でございますが、この時期は業者からの借入れをしている方が多く、これは過去の特別相談と比べましても、1人当たりの相談件数は、正式には3.8件でございますので、少ない数字となっております。しかし、多い方でありまして最多は10社から借入れている方もございました。

続きまして、債務の状況でございます。この時期、1人当たりの平均債務額でございますが、1,427万円でございます。最高の債務額は1億6,000万円と高額となっております。ただ、先ほど申し上げましたが、今回は相談件数自体が少ない状況でございますので、債務額が多い方がいますと、それに影響されてしまうということがございます。そのような関係で、平均の債務額も多かったという状況でございます。

主な借入れ理由につきましては、先ほどのとおりでございます。

「多重債務110番」につきましては、3月5日、6日に2回目の相談を実施してまいります。先ほどの繰り返しになりますが、関係機関の皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと存じます。

消費生活総合センターからの報告は、以上でございます。

○工藤部会長 ありがとうございます。

ただいま浅倉委員から報告がございましたけれども、この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、御発言をよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

続きまして、産業労働局金融部貸金業対策課からの報告になります。寺澤委員から御説明をお願いいたします。

○寺澤委員 産業労働局金融部貸金業対策課長の寺澤でございます。

それでは、資料4に基づきまして、御説明させていただきます。

都における貸金企業対策の動向でございます。

まず、登録事業者の推移でございます。ピークの平成14年度から比べますと、現在、11月末の業者数別が561社ということで、8%程度といった状況まで減少しているところでございます。ただ、この2年ほどを見ても、大体560ぐらいで推移し始めていますので、業者数の減少については、このレベルで落ちついてきたのかなと感じてございます。

悪質な貸金業者に対する行政処分の推移でございます。こちらにつきましては、先ほど御案内のとおり、業務停止処分が4件、業務改善命令10件の合計14件になってございます。なお、最近の特徴としましては、資金需要者保護の観点から機動的に監督を行うということで、法に定められた業務改善命令を積極的に活用しているところでございます。

苦情・相談件数の推移でございますが、29年度12月末現在、2,102件といったところでございます。こちらにつきましても、前年同月期に比べましても減少といった状況になってございます。

当課としましては、法に基づき、登録業者に対しまして厳正に対応をしているところでございますが、その一方で、適正な業務運営に向け貸金業者の資質向上にも取り組んでございます。具体的には、貸金業者の更新時研修会の実施といったものを行ってございます。貸金業の登録更新の機会を活用しまして、法の解釈、業務の適切な運営に向けた情報提供を適時行っているところでございます。本年度の実施につきましては、毎年4回行っているところですが、現在のところ、3回までで86社といった状況になってございます。

具体的なプログラムの内容ですけれども、貸金業に関する適切な業務運営の確保ということで、専門家の弁護士の方から講演をいただいております。東京都からは、更新に関する



る注意事項、それに加えて、今年度から検査指導関係に関する情報提供、具体的には行政処分に関する情報提供を行ってございます。それから、検査事項等について適宜必要な情報提供を行いまして、日ごろの業務に反映してもらいたいと考えているところでございます。さらに今年度、私どもで作成しました啓発動画の上映を行いまして、内容の充実を図っているところでございます。これにつきましては、ウェブ上に公開しておりまして、題名につきましては「悪質な貸金業者による被害に遭わないために」でございまして、ごらんいただければと思います。こういった取組を通じまして、小口、短期、緊急といった資金需要に適切に対応できるよう、貸金業者の資質の向上に向けた取組を行っているところでございます。

引き続きまして、普及啓発活動でございまして、ヤミ金被害のキャンペーンにつきましては、広域的な取組が必要という観点から、平成23年度から、千葉県、神奈川県、埼玉県との協力のもと、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを合同開催しているところでございます。開催につきましては、2回行ってございまして、ことしは6月、11月に行ってございます。参加機関につきましては、本日御参加の皆様方に御協力いただいております。この場をおかりしまして御礼申し上げます。

内容につきましては、上期につきましては、無料の法律相談、家計相談、普及啓発に関するPR活動、それから、関連するグッズ等の配布を行ってございます。今年度につきましては、特に内容の充実に向け、実務担当者による一都三県ヤミ金被害防止合同キャンペーンの連絡会というものを開催してございまして、充実に向けた新たな取組を開始したところでございます。

したがいまして、下期のキャンペーンにつきましては、今年度からファイナンシャルプランナーによる家計セミナー、参加機関による啓発資料、啓発動画などの上映も行ってございます。それから、マスコットキャラクターによるPRイベントなど、集客力アップに向けた取組も行いました。

続きまして、裏面です。ヤミ金被害防止に向けた街頭キャンペーンですが、こちらにつきましては、多摩・区部地域におきまして、先ほど御紹介いただきましたとおり、多摩地域で昭和記念公園におけるたちかわ楽市2017会場におきまして、PR活動としてキャンペーングッズ、都の相談窓口に関する紹介チラシにつきまして、立川署と連携し行ってございます。区部につきましては、JR新橋駅におきまして、新橋古本まつりの会場内にブースを設けまして、愛宕警察との連携のもと、キャンペーングッズ、ヤミ金融の手口相

談を紹介したチラシ等の配布を行っているところでございます。

その他の啓発宣伝事業といたしましては、千葉県さんの主催によります多重債務問題対策強化月間街頭キャンペーンへの参加、こちらは千葉大のキャンパスで行ってございます。台東区消費生活展への出展、今年度から中央区消費生活展への出展もあわせて開始してございます。都の関連団体の連携による啓発活動としまして、中小企業振興公社の広報誌を活用した普及啓発の実施、東京都中小企業団体中央会を通じた会員企業等への周知、日本貸金業協会を通じた会員事業者への関連イベントの周知等を行っているところでございます。

引き続きまして、今後の取組の充実ということで、来年度以降の普及啓発活動について、この機会に情報提供いたしたいと思っております。

ヤミ金融被害防止の普及啓発に向けた状況でございます。ヤミ金融を初めとする悪質な貸金業者に関する苦情・相談に関しましては、減少傾向にあるものの、依然として3,000件程度寄せられております。また、それにつきましては、3,000件という数字は非常に多いと感じております。最近では「ファクタリング」と呼ばれる売掛債権の買い取りを装ったヤミ金業者が摘発されるなど、新たな手口も出現しており、被害防止に向けた普及啓発は引き続き実施する必要があると認識してございます。キャンペーンの実施方法につきましては、これまでも広報東京都や街頭ビジョン、電車の中張り等々を活用してきていたところですが、こうした新たな手口等、現在の状況を踏まえまして、PR手法の工夫など、取組のさらなる充実を図っていく必要があると考えてございます。

そうした中で、今後に向けた取組としまして、毎年、先ほどこちらで説明しましたとおり6月と11月、西口広場で行っていたキャンペーンのうち、11月につきましては、貸金業者等が集中します街頭におけるキャンペーンに特化して、より効果的な啓発を行っていきたくと考えてございます。具体的には、今後の取組というところをごらんいただきますと、6月につきましては、ことし下期の内容を踏まえまして、より充実したプログラムの内容を図ってまいります。悪質な貸金業者から都民を守るためのプログラムの充実を図ります。加えまして、11月につきましては、区部・多摩地域における街頭キャンペーンに加えまして、高田馬場や神田などを今は想定しておりますが、そちらにおいてキャンペーンを実施しまして、より効果的な普及啓発の活動を図っていきたくと、そのように計画しているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○工藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの寺澤委員からの御報告につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

続きまして、福祉保健局の渡部委員から御説明をお願いいたします。

○渡部委員 生活支援課長の渡部でございます。

資料5の「国における家計相談支援事業に係る検討状況について」を説明させていただきます。

生活困窮者自立支援法が27年4月に施行され、福祉事務所設置自治体に生活困窮者に対する窓口が設置されまして3年になります。必須事業であります自立相談支援事業、家計相談支援事業は任意となっております。今、49区市のうち30区市で実施されております。そうした中で、この生活困窮法施行後3年を目途に、生活困窮者に対する自立支援の措置のあり方については、総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされまして、平成29年5月より社会保障審議会の生活困窮者自立支援及び生活保護部会におきまして検討され、12月15日付で最終報告がまとめられました。家計相談支援事業に係る検討状況について御説明させていただきたいということで、その内容を抜粋した資料でございます。

家計相談支援事業のさらなる推進について、家計相談支援は、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、将来の見通しの中でみずから家計管理できるようになるといった専門性を有するもので、自立相談支援で行うことができる家計面の支援とは、専門性やアプローチが異なるものである。

次の高齢者の生活困窮者については、年金収入の中で家計をどう考えていくかが重要。

3つ目の子供がいる生活困窮の世帯については、将来の進学費用、数年先の収支を見通した上で、現在の家計状況を踏まえた貯蓄等が必要であり、細やかな対応が必要である。

4つ目といたしまして、こうした支援はどの地域でも提供されるべきとの観点から、家計相談支援事業を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によりましては、需要が少なかったり、マンパワー、委託事業者の不足といった実情もございます。

そうした中で、家計相談支援事業のあり方につきましては、相談「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、都道府県による事業実施

体制の支援を明確に位置づけ、家計相談支援事業の専門性を確保し、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行うことができるようにすることが重要で、法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにすべきであるとまとめられました。

今後、30年、通常国会に改正法案が提出される予定となっております。東京都におきましても、全区市でこの家計相談支援事業が取り組まれるように、今、積極的に働きかけているところでございます。

説明は以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの渡部委員からの報告につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたしたいと思えます。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。よろしくお願ひいたします。

今回お話しいただいた自立支援事業と家計相談支援事業の実施状況ですが、当初に出したときには49団体全てで実行するという形で計画が出されていたと思うのですが、今、実際に実施されているのは30団体と伺ったのですが、どういう状況になっているのか。今後、実施する予定があるのかということと、あとは1月25日の東京都の多重債務の委員会で発表していただいても構わないのですが、毎年家計相談支援事業の件数をお伺いしているので、それをまとめて教えていただければと思えます。

○渡部委員 家計相談支援事業は、今、多重債務等々、御相談者の中には家計に問題を抱えていらっしゃる方は、生活困窮者で、生活の収支がうまくいかないという方が多いのですが、今、手元に置いてございます、家計相談支援事業の法に基づく相談件数が、29年度11月までで、各全区市で699件ございます。

○秋山委員 これは4月からというイメージですか。

○渡部委員 そうです。東京都におきましては、当然自立相談支援事業を中心といたしまして、家計相談と、なかなか就労が困難な方に就労準備支援事業ということで、1年間かけて少しずつ就労に向けた形で支援する任意事業がございまして、それを一体となって実施できるように、今、各区市に呼びかけているところでございます。家計相談に関しましては、相談件数が多いということで、今、区市には費用対効果といいますか、なかなか財政当局への予算要求がうまくいかないということも聞いていますが、今、東京都と

しては積極的に働きかけており、また、東京都の実行プランでも任意事業も含めた形で全区市で実施するように計画を立てておりますので、東京都としてもいろいろ区市と御相談をしながら、全区市で実施できるようにやっていきたいと思っております。

○秋山委員 ありがとうございます。

まだ計画が立っていないものと、49団体のうち30団体の公表されているホームページか何かがあるのだったら、教えていただければと思います。

○渡部委員 東京都のホームページ、生活困窮の窓口で、各任意事業が実施されているかどうか、実施されているところはどのような御相談の対応をしているのかということも、細かくそれぞれ区市ごとにリンクを張っておりますので、そちらで見ていただけるようになっております。

○秋山委員 ありがとうございます。

○工藤部会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。

続きまして、各団体からの御報告、情報交換に入りたいと思います。

まず、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の秋山委員からよろしくお願ひいたします。

○秋山委員 私のほうで資料6を提出させていただいたのですが、これは私が作成した資料ではなくて、金融庁の多重債務対策の会議、12月に開催された会議の資料を提出させていただきました。その絡みも含めて、当会が実施している状況、問題に関して、銀行カードローンの問題と闇金の問題に関して話させていただこうかと思っております。

まず、銀行カードローンの問題に関しては、統計の74ページを見ていただくと、多重債務の相談は減っているのですけれども、銀行カードローンの貸し付けがふえているような状況ということで、これに関して本年3月に全銀協による申し合わせということで自主規制があったということは前回の会議で発表させていただいたのですが、この下のところで、保証会社の審査に過度に依存していないかということで、保証会社は貸金業者さんなのですよね。今、貸金業者さんは貸付事業よりも保証事業で結構収益を上げられているようなので、そこに関してはどういう状況なのか。銀行の方に関しても、自主規制ではなくて、法律施行を求めていくような運動をしておりました。その中で取材を受けまして、これは朝日新聞の経済部の記者の方が「強欲の銀行カードローン」という形でまとめられ

ていまして、回させていただきますので、もしよかったら参考にさせていただければと思います。この貸金業問題は社会部が大体やっていたのですけれども、銀行カードローンに関しては経済部が動いていまして、日銀に勤めているような方々が動いていまして、その中で問題ではないかということで、最初に御相談に来られる、取材に来られるというケースが多くて、私も取材協力させていただいています。

そういう形で何とかしていこうという形である中で、私どもも相談を受けて、こちらの資料3の2ページ目の1枚をめぐっていただいて、主な相談事例の1個目、生活費の借入れによる相談事例という70代の女性の方、今、60代、70代の方で、私が相談を受けているものと同じような形で、20年、30年、銀行から借りていて、年金だけで返していかなければいけない。もう70代になってしまって、働き口がなくてという事例の御相談が多くなっているのです。高齢者向けに今後相談というのも考えていったらいいのかなど。あと、活用としては、電車の広告もいいのですけれども、都バスとか、そういうものも含めて、シルバーカードとかを配布する関係もあると思うので、そこら辺を開拓していったら、もしかしたら埋もれている相談者が出てくるのではないかという感じで考えております。

銀行カードローンの問題に関しては、以上、報告させていただいて、次が闇金問題に関してです。

闇金は減ってはいるのですけれども、84ページを見ていただければと思うのです。○の1個目、090金融に係るレンタル携帯電話事業者ということで、今、何が起きているかということ、昔、ここの会議が始まったころは、飛ばし携帯といって10台とか買わせて、その携帯電話を使って闇金や振り込め詐欺をやっていたケースがほとんどだったのですけれども、今、携帯がスマホに移行していまして、スマホの金額が高くなってしまっているような状況で、スマホは売却すれば利益が出るので、それを使ってということが少なくなっていまして、レンタル携帯事業者を使った闇金がふえているというのが警察庁の発表になっています。そのレンタル携帯電話事業者が、今、本人確認の義務があるのですけれども、罰則がなかったということで、そこで問題になっていて、神奈川県警や警視庁も五反田でレンタル携帯電話事業者を捕まえたかと思うのですが、そういった御相談がふえている。レンタル携帯電話事業者が法人に又貸しをしていって把握していない事例がふえているというお話が出ています。

資料4の「ファクタリング」に関して、私が聞いている事例だと、登記を利用して、債

権譲渡登記だったり、動産譲渡登記だったりとかを利用して、登記を入れた後、相手方に通知を送らなければいけないのです。登記を入れたよと第三債務者に対して入れなくてはいけないのですけれども、その通知をしないまま貸し付けをしている事例がふえているという御相談を受けて、出資法違反なのだけれども、100%を超えないような形の利息を取っているような事例は何件か相談を受けている状況です。

以上、報告になります。

○工藤部会長 どうもありがとうございました。

これまでの報告にも絡めて、いろいろお話をいただきました。何か秋山委員の御報告につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今、回覧していただいている資料もごらんいただきながら、後ほどまた何かあれば。

続きまして、貸金業協会の遠藤委員からよろしく願いいたします。

○遠藤委員 資料7でございます。毎回出させていただいております東京の関係する相談の内容でございます。

28年度と29年度でございますが、上期は少し電話がふえてきております。ただ、非常に多いのが一番下にあります業者向けの問い合わせがふえておりまして、こちらについては倍以上にふえています。これはどうしてかと申しますと、私どもはADRの紛争機関に指定されておりますので、それを各業者、登録業者全て、契約書、その他ホームページ等にもその電話番号とこの機関についての表示をしないといけないことになっております。これは、協会に登録している業者だけではなくて全ての業者でございますので、私どものほうに加入していない業者もここには記入をいただく。当然ながら登録しているところも全てですので、そういう関係で、自分の会社の電話番号よりこの紛争機関の電話番号のほうがわかりやすく表示してあるところが大分ございまして、今、ふえてきたということがわかっておりまして、秋口ぐらいから各業者様、多いところについて確認をしながら表示方法を変えていただいております。当然、自分の会社の連絡先をわかりやすく問い合わせ先として出す。それから、協会については紛争機関の場所ですよということで、別表示をしていただいて、電話等の表示をしていただく。ホームページについては、非常に大きな会社様についても、自分の電話番号を探すのにかなり苦労するという表示をされてい

るところが多くございまして、反対に私どもの表示が最初のページにあるということで、それを見て皆さんが電話をいただくということになったものですから、極端に電話番号がふえたということでございます。

お話がおくれましたが、今、登録をしている業者数のうち、協会に加盟している業者様は61%でございます。自社だけで社内貸し付けなどを行っているところとか、リース会社様とか、そういうところについては、私どものほうには加入をせず独自に登録をされているところがございますので、全国で61%。東京都内におきましては、ちょうど半分でございます。また登録を私どももお願いしているし、行政様からも、更新、新規登録につきましても、協会に加盟するよというところでお話しいただいているところがございます。

そのほか、今、闇金の話も出たものですから、ちょうど下の多重債務の関連相談のところでございますが、非常に被害に遭う前にこちらに、この業者は大丈夫でしょうかとかという問い合わせをいただく方がいらっしゃるの、被害に遭う前の措置でこちらは済んでいるという方がふえています。ただ、まだ被害に遭ってからどうしましょうかと。お金を振り込んで、登録をするに当たりまして一部お金を入れないと、保証金を入れないと貸せませんよという話があって、お金を入れてしまったら何もない、電話をしたら電話は通じないというような問い合わせなどがまだございますので、これは警視庁様と協力をさせていただきながらやらせていただいております。ホームページ等もいろいろな会社様で出しておりますし、闇金もホームページを駆使しておりますので、それにつきましても、サイトパトロールを各業者にもお願いしながら、撃滅のほうに力を入れているところがございます。

銀行カードローンの保証会社の件がございました。ちょうどそのときの多重債務の懇談会の際にも申し上げて、銀行の方も申し上げたのでございますが、保証会社につきましても、銀行協会から銀行には当然ながら通達を出したということが皆さんも御存じのところだと思います。保証をしている会社に対しましても、貸金業協会として9月と11月にしっかりと打ち合わせをしながら、与信については当然銀行様のほうが優先でございますので、そういうところと連携をとりながらしっかりと行うということを確認させていただいているところでございます。

以上でございます。

○工藤部会長 ありがとうございます。



ただいまの遠藤委員からの御報告につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 銀行カードローンの保証の問題です。全銀協から通知を受けているというお話はいただいたのですが、一旦融資を決めてしまうと、結局、御本人の経済状況を再把握というのは難しく、大体20年も30年も継続して貸し付けてしまう事例が相談として散見しているのですが、その間に年齢が70代とかになってしまっていて、明らかに経済状況が変わっていると思うのですが、その中で経済状況の再確認をする、周知する、検討するような課題みたいなものは出ているのですか。

○遠藤委員 銀行ローンの流れについては、こちらではまだ把握しておりません。ただ、保証のほうに、例えば、取り立てと申しますか、請求行為が保証会社に移った場合には再度調査をするということは聞いておりますが、銀行様のローンの手続中については、どうなっているか、こちらでは把握しておりません。申しわけございません。

○工藤部会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。本日事前に資料等をいただきまして用意した議事は以上でございますけれども、せっかくの機会でございますので、今まで御報告のなかった委員の皆様方についても、一言、御発言を頂戴したいと思っております。特にない場合はなしで次にマイクを回していただいても結構でございますけれども、鎌田委員から順番にお願いしたいと思います。

○鎌田委員 日本クレジットカウンセリング協会です。

相談件数について、29年度の途中経過を申し上げますと、資料がないので恐縮なのですが、東京都の相談は対前年度比で減少したというお話を先ほど伺いましたけれども、当協会の関係はかなり結構増加している状況です。昨年度同期比で、電話相談、新規のカウンセリング件数、今年受け付けた新たなカウンセリングにつきましては、大体20～25ポイントぐらい増加してまして、水準的に言えば、5～6年前、23～24年度ぐらいの水準にまで急激に回復したという事情があります。

その原因は、余り詳しくは分析していないのですが、今回も言われています銀行関係の借入入れが長期トレンドで次第に増加してきていたのですが、そういう関係とか、ほかの協会とちょっと紛らわしいところがあったので、当協会では26年度に協会の略称

を変更したところ、インターネット検索の応答性がかなり向上して、初年度で大体1.5倍ぐらい向上したのです。そういうものがだんだん定着してきて、ネットを見て相談に来ましたという人が結構ふえているという状況にある。そういうところを背景にして、かなり増加が見られたのではないかと考えております。

もう一つの大きな話は、つい最近というか、30年1月5日から大阪センターを開設しまして、カウンセリング業務を開始しております。これは平成14年以来の課題で、私も交渉にかなり大阪に行っていたのですが、ついに結実しまして、日弁連と大阪弁護士会の御協力を得まして、1月5日からカウンセリング業務を開始しました。これが年度ベースでの実績見込みとしては、東京の6割ぐらいの件数になるのではないかと踏んでおりまして、年間で新規カウンセリングが200～250件ぐらいになるのではないかとこの予想を立てております。ということで、先ほどの話ともあわせて、ますます多重債務者を広く救済していく体制が確立されるのではないかと思います。

平成24年度に私が就任したときには、多重債務の件数もピーク時からかなり減っていました。しかし、カウンセリングの拠点は地域的に限られていて、全国の多重債務者を救済できる体制にはなっていなかったもので、センターという常設組織の機能を集約化して、そのかわりにより広い地域で簡易な非常設の相談室を開設して行って、多重債務者に救済の機会を広げていくということでやってきました。私が就任したころの拠点はセンター、相談室を合わせて10カ所しかなかったのですが、大阪センターもできて都合20カ所、今年度中にもう一カ所できますので、拠点としては倍増したということで、そういう中で大阪の拠点ができて、今後、ますます多重債務者の救済に力を発揮できるのではないかと考えております。

その大阪センターの開設と同時期に、東京、大阪のセンターに、心理ケアを担当するカウンセラーを導入しました。これは私が就任した当初から導入すると言っていたのですが、大阪弁護士会の顔を立てるために、大阪センターができたときにつくりますよという話をずっとしていたもので、今回ついにできましたので、それと同時に導入したということでもあります。皆さんの相談窓口での実感でもそうだと思うのですが、多重債務者が過払い等で減少をする中で、心の問題、例えば、いろいろな依存症、双極性障害、統合失調、あるいは発達障害、そういった心の問題を抱えた人はなかなかきちんと債務整理に向き合っていないということで、そういう人の割合が相対的に増加してしまったという状況を受けまして、専門的な対応をより強める必要があるのではないかとこの問題意識をず

っと持っておりまして、東京と大阪に臨床心理士と精神保健福祉士の専門資格を持つ人を配置したということがございます。そんなところが最近のところですよ。

○工藤部会長 ありがとうございます。

亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京では、このところクレサラ相談はふえつつあります。現在のところ、法テラス東京でクレサラ相談が月に約700件弱で、29年度は大体8,000件ちょっとを超えるかなということを見込んでいるところです。

法テラスは生活困窮者が中心なので、闇金も余りアタックしないようで、闇金はほとんどないですね。もともとカードを持っていない人が多いので、カードローンもほとんど債務の中には入っておりませんので、いわゆるクレサラ業者のところが多いです。だから、破産は多いです。金利が下がったといっても、20%限度というのは社会的に見たら高いので、破産はなくならないと思っております。破産の数は、今、全国でも6万件台で進んでいます。それは今後もずっとその程度でいくのではないかと思います。平成28年度の統計で、地裁の破産事件の52%を法テラスの支援で行っているということになっております。

以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 最近の動向という感じではないですけども、私が実際に相談を受けている中で感じていることです。

破産は、今、お話があったように、一定程度はずっと継続してあるのかなと思っております。破産をやっていく中で、家計の管理、把握ができていないというのは実感として非常によく感じます。破産をして一回債務を整理したとしても、根本的な家計の管理ができていないということになると、また同じ状況を繰り返すことが非常に多くなっているのかなと思いますし、場合によっては2回目の破産や破産してから数年後にはクレジットカードで新たに借入れを始めているという状況もよく聞きますので、先ほど報告がありましたが、家計相談支援事業がもっと充実してくることを弁護士の立場としても非常に期待していますし、我々もそういったところを意識してやっていかなければいけないのかなと思っております。

○工藤部会長 ありがとうございます。

島田委員、お願いします。

○島田委員 足立区でございます。

足立区の多重債務は、前回の会議でも御紹介しましたように、件数的には非常に減っております。全体で1.8%、年代で言うと、40代が24%、60代が18%、50代が17%となっています。全体的な数字で言うと大体4,300~4,500件がここ数年の全体の相談件数となっています。

最近よく聞くのが、原野商法。サラ金等とちょっとずれますけれども、問い合わせが多いのは原野がまた復活しているよという話がありました。また騙されてしまう方が多い。

これは教えていただければありがたいと思っているのですけれども、エステでだまされたとか、料金を振りこんだ、クレジット払いをしたという方がいて、2年前に問い合わせをいただいたときは、うちの相談員は、債権者としての手続についてお答えしていたようなのですけれども、つい最近、2年前に御相談された方から、最近はカード払いをするとカード会社から返金があると変わっているというお知らせをいただきました。そういう動きが何かあったのならば、もし御存じの方がいたら教えていただければありがたいと思います。

もう一点、これは個別のお話なので、後でゆっくりお伺いしたいと思っているのですけれども、例えば、先ほどいろいろ報告の中でキャンペーンをやりますよとか、いろいろ予算との兼ね合いというのですかね、広告の部分が切られてしまったとか、そういう話もありましたけれども、私どもも予算当局と交渉する中で、そういった予算どりをするときのデータといったところを後で教えていただければありがたいと思います。

○工藤部会長 今、御発言の中での御質問というか、カードについて何かございますか。今の段階で何か御助言いただけるような方はございますでしょうか。

それでは、またその他のキャンペーンについても後でそれぞれのところで御相談いただければと思います。

白井委員、お願いいたします。

○白井委員 第二東京弁護士会の白井と申します。

私も、きょうの会議の中で気になったというか、秋山さんから先ほど話があったのですけれども、銀行カードローンの件はちょくちょく目にするようになっていて、さっきも融資のお話があったのですけれども、もともと銀行のカードをつくったときには普通に安定した収入があった。その後、収入減になったときに、困っているいろいろ探していたら、そう

いけば何年か前にこんなカードがあったということで借入れをされるという方がいらっしゃるのです、その融資の審査体制も、どの時点で融資の審査をするのかというのは結構重要な問題なのかなと実感しております。今後、そういったところを何か対策をしていく必要があるのかなと考えています。

もう一つは、弁護士に多重債務というか、借金で相談に来られる方で、結構若い方、20代の方で、債務額も100万弱とか100万ちょっとぐらいの方は結構いらっしゃるのです。仕事もたまたま今は収入が低いけれども、例えば、病気というか、ちょっと都合上で余り働けていないけれども、フルで働けばもっと収入が得られますというような方だと、破産をするには金額的にそんなに高くない。だからといって今の収入では債務整理はできないみたいな形で、受けてからどうしますかみたいな形で保留というか、ずるずるしてしまう人が結構ふえていて、思い切って破産をしてしまってもいいのでしょうかけれども、例えば、そういうときに本人が正社員の仕事につけば返せるのだったら返したいとかということになると、ちょっと待ちましようという形で、半年とか、場合によっては1年近く何にも結局進まないままずっといつてしまうようなこともあったりするのです。そういう低収入で、それが高齢者の方とかだったら、この先のことを考えて破産とかということになるのでしょうかけれども、若年層の方の多重債務については、今後、どうやって解決をしていくのか。しかも弁護士に何人か聞きに行ったりしていると、みんなそれぞれ言うことが違う。すぐ破産したほうが良いと言う人もいれば、頑張って仕事をして返しなさいと言う人もいたりして、その辺のところは弁護士会としてもいろいろ情報交換をしていく必要があるかと考えています。

以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 司法書士会でございます。

司法書士会は、毎年申し上げているとおり、下げどまりの状況が続いておりまして、ただ、一定数、生活困窮から来る多重債務の相談は続いている状況でございます。

そのほかに、当会は実施対策の一環として定期的な相談活動を行っております。その中には、当然多重債務に陥っておられるとか、カードを利用してしまっただけでどうしようとか、そういった相談もあります。これだけさまざまな団体が、そして、東京都もこうやって定期的に相談活動を行っているわけですが、多重債務の中で相談を受けていますと、

専門家に行くとか、破産とか、そういうことに対する抵抗というものを、生活は困窮しているにもかかわらず、なかなかその債務整理に行くという動機づけを持っていない。その中で命までというようなケースも散見されておりまして、こういった取り組みはまだ必要ではないかと感じている次第でございます。

以上でございます。

○工藤部会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 瑞穂町です。

瑞穂町は、消費生活相談センターというものは設置してございません。人口規模、マンパワーの関係等もございますので、センターという形では開設しておりませんが、週2回、毎週火曜日と金曜日に9時から4時半の間で相談を受けております。相談としましては、ここ数年、大体年間100件前後の相談がございまして、およそ多重債務関係の相談につきましては、大体1割程度、そのような相談がございます。実際、住民の中でも窓口になかなか来られなくてというところで、行きづらくて問題を抱えている方もいますので、消費生活講座等、出前講座などを開設して、老人会とか、そういうところに行きまして、なるべく相談しやすいような関係をつくっていかうということで、今、そのような取り組み等をしているところでございます。

以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 先ほどの秋山委員の報告以上につけ加えること特にございません。

○工藤部会長 それでは、関東財務局様から。

○平藤代理委員 東京財務事務所理財第4課長の平藤でございます。

当財務事務所におきましても、多重債務相談員を配置して相談を受け付けておるのですが、昨年度よりも微増という状況でございます。相談は電話でも面談でも受け付けておるのですが、なるべく直接顔と顔を合わせて相談を受け付けたいという相談員の努力もありまして、面談による相談件数が昨年度に比べて大幅に増加している状況でございます。

相談内容の借金のきっかけという部分におきましては、20代においては商品・サービスの購入が57%、50代で言えば住宅ローンが目立っておる状況でございます。

手前どもの相談窓口を知った手段としては、ネットでの検索が30%で、昨年度に比べて上昇しているというのも一つの特徴かと思っております。

当事務所においては、子育て世代や社会人になる前の大学生にも家計講座を提供しているところですが、引き続き、多重債務相談窓口としてだけではなくて、多重債務者の生活再建支援体制の充実とあわせて、未然防止のためにも、そういう社会に出る前の若年層や子育て世代への金融経済教育に力を入れていきたいと思っております。

きょう、資料を追加で配付させていただきました。この緑色のもの。表紙は見本と書いていますけれども、その裏面を見ていただければ大変ありがたいです。

こちらの「法律相談センター 担当弁護士の皆さまへ」の2段落目、最近の多重債務問題は、債務整理だけでは解決できない生活困窮者への生活サポートが課題となっておりますということで、これは今年の協議会ですけれども、「東京都多重債務問題対策協議会」において出席された弁護士委員の方から「弁護士は債務整理が専門のため、債務整理後の生活再建を支援できないことに苦慮している」という御発言があって、手前どものほうから弁護士会のクレサラ部会の皆様へ働きかけをさせていただいて、債務整理と生活再建を並行して支援していく手助けをしたいということで、実際に、昨年29年9月より、新宿総合法律相談センターと蒲田法律相談センターで相談に来た方で、債務整理以外のその後の生活支援で手前ども東京財務事務所がお手伝いできるような機会があれば、表に見本と書いてあるこのチラシを相談者にお渡しさせていただいて、生活再建の支援のサポートを当事務所でさせていただきたいということで、9月からということでまだ実績はないのですが、今後もさらに連携を深めて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○工藤部会長 ありがとうございます。

三谷委員、お願いします。

○三谷委員 先ほど秋山委員からレンタル携帯事業を使った闇金融が多いという話がありましたが、そのとおりです。闇金融業者というのは、そのほとんど全てが他人名義の携帯電話を使っています。他人名義の携帯電話は、悪質なレンタル携帯事業者が闇金融事犯に使われることを知りながら本人確認をしないで携帯電話を貸与したり、闇金融業者から金を借り返済が滞ってしまった借受人が闇金融業者から、返済できないのだったら携帯電話を契約してこちらに渡せと言われ、その通りにしてしまうなどにより、闇金融業者に流れ

ている状況が伺えます。

警察では、取締りはもちろんですが、闇金融業者が他人名義の携帯電話を使っていることを把握した場合に取組は、レンタル携帯電話の解約要請等により、こういった犯行ツールを無力化する取組を進めているところです。警察としては、引き続き、取締りと併せて、犯行ツールを無力化する取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

同じく、村上様、お願いいたします。

○村上代理委員 警視庁組織犯罪対策部の村上と申します。

本当に1週間たっていない話ですが、1月7日に6代目山口組の2次団体の会長、50歳の男を貸金業法違反、無登録と高金利で通常逮捕しております。この報道が示すとおり、暴力団の資金源獲得活動の多数ある中でも、闇金というのはまさに主たるものと言え、全ての闇金に暴力団が絡んでいるわけではありませんが、暴力団が闇金をやっているということは非常に多々あることとございます。全ての事件は相談者からの真摯な訴えから端を発して事件化につながることもございますので、皆様のそれぞれのところで、相談を受けたときに暴力団の影が見え隠れするようなことがございましたら、警察に対する速やかな引き継ぎ、もしくは教示や御連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○工藤部会長 ありがとうございます。

皆様、ありがとうございます。

ただいま、各団体、機関等から御報告いただきましたけれども、全体を通しまして、御質問、御意見等は何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

本日は、皆様から大変貴重な御報告をいただきまして、ありがとうございます。今、お話しいただいたとおり、最近の動向や新たな取り組みについても情報提供をいただきました。有意義な情報交換の機会になったように思っております。また、引き続きこの取り組みを皆様方と連携しながら進めていく必要があると、改めて認識したところでございます。引き続き、本協議会におきまして、皆様との連携、問題への理解を深めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



本日予定しておりました議事は以上でございますので、最後、事務局から何か連絡がありましたら、お願いいたします。

○浅倉委員 次回の合同会議の日程につきましては、また改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤部会長 本日は、皆様、御多忙の中、お時間をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成29年度相談部会と貸金業部会の合同開催を閉会とさせていただきます。

午前11時20分閉会